

資本の攻勢激甚を極め、失業者は増加し、生活條件は刻々下され、破壊され、労働階級の苦しみは特に甚極に達しつつある。資本家階級の産業の合理化は愈々法面となり、今や急業を通じて、産業界を治めて、労働のノスを振いつ、ある。労働組合の並面は任務は先づ強固なる産業別労働組合の實現を期するにある。我ら組合は、組合同盟の統一方針の下に此の産業別労働組合の地的、全国的結成の促進に對し、積極的に努力するものである。

実行方法

- 一 組合同盟の全体的方針の一部として活動すること。
- 二 先づ東京を中心とする地区、次産業別組合の結成と之を協議会成立に努力すること。
- 三 労働争議の應援に、産業別労働組合を以て統一方針と闘争力の強大化に努力すること。

昭和三年七月一日

労働組合を動員する労働大会

一 現行工場法外の労働者に対する災害保護法即時制定要求の件 以下
(略) 建築土木 運輸 石材等の労働者の災害保護法

主 文

本組合は、先に日本労働組合同盟昭和三年度大会に當り「現行工場法の徹底的改正を政府に要求するの件」を具體的理由を付して提出し、満場一致を以て同大会の議決を経た。本組合は更に本大会に於て緊急を要する現行工場法適界外の労働者に対する災害の保護法即時制定の必要なるを輿論に訴へ労働大衆の壓力を以て之を制定を實現せんことを期すのである。

抑も現行工場法制定の動向は、資本家の生産の初期の時代を基礎とし、従って工場法規に包含せらるる、範圍は極限せられ、一般化学工業、爆薬火工、電気、瓦斯、其他機械的装置を必要とする近代の工場のみである。改正十五年度の同法改正草案に従来の工場法適用限度を十五人以上を十人以上としたに過ぎない。數分の非適用工場数が減少したこと。有害危険工場の種類が多少増加されたこと。保護職工の深夜業の制限（大正十八年七月一日近て黙許）等見べきものありたりと雖も、之れ同法制定の基礎と之が適用の範圍、種類等については何故か根本的改正の跡を尠見し得ない。工場法制定の社会的根據は工場労働關係上の労働者に及ぼしたる被害を除かんが爲の所謂社会政策的施設の一端である。